

広島県公安委員会告示第1号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和5年1月5日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
210292	告示の日 (令和5年1 月5日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	P新・遠山の金さん 77V e r . J W Z	株式会社J F J 代表取締役 松下 智人 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目1番4号)	左同